

令和5年度答申第40号  
令和5年10月27日

諮問番号 令和5年度諮問第42号（令和5年9月28日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人Xが、父のA（以下「父A」という。）は軍人軍属又は準軍属として戦死したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aは軍人軍属又は準軍属の身分を有していたとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令等の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定し、特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援

護法」という。)による弔慰金(以下「弔慰金」という。)を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

- (2) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定している。

また、遺族援護法34条3項は、昭和12年7月7日以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した準軍属又は準軍属であった者の遺族に対し、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条4項は、前項の規定の適用については、準軍属としての勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

- (3) 遺族援護法2条1項は、上記(2)の「軍人軍属」とは、①恩給法の一部を改正する法律(昭和21年法律第31号)による改正前の恩給法(大正12年法律第48号)19条に規定する軍人、準軍人その他もとの陸軍又は海軍部内の公務員(以下「陸海軍部内文官」という。)又は公務員に準ずべき者(同項1号)、②もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉱員(同項2号。以下「陸海軍部内有給軍属」という。)、③旧国家総動員法(昭和13年法律第55号)に基づいて設立された船舶運営会の運航する船舶の乗組船員(同項3号。以下「船舶運営会船員」という。)、④もとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に上記①から③までに掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中の南満州鉄道株式会社の職員及び政令で定めるこれに準ずる者(同項4号。以下「満鉄軍属」という。)をいうと規定している(上記①に掲げる者が「軍人」であり、上記②から④までに掲げる者が「軍属」である。)

ア 上記①の「公務員に準ずべき者」とは、「戦時又ハ事変ニ際シ臨時特設ノ部局又ハ陸海軍ノ部隊ニ配属セシメラルレタル文官補闕ノ件(明治38年勅令第43号)」に基づき陸海軍に配属されて軍事行動に服した文官(以下「従軍文官」という。)をいうとされている(厚生省社会・援護局援護課監修「戦傷病者戦没者遺族等援護法 援護法Q&A—仕組みと考え方—」(以下「援護法Q&A」という。)40頁参照)。

イ 上記④の「政令で定めるこれに準ずる者」とは、戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令(昭和27年政令第143号)1条が(ア)もとの陸軍又は

海軍の指揮監督の下に遺族援護法2条1項1号から3号までに掲げる者の業務と同様の業務に専ら従事中の華北交通株式会社等の9法人の職員、(イ)昭和18年6月26日以後、北方緊急軍土建事業に従事中の勤労挺身隊の隊員、(ウ)もとの海軍の指揮監督の下に防空、洋上監視等の軍事任務に従事中の漁船の船員、(エ)上記(ア)から(ウ)までに掲げる者と同視すべき者として厚生労働大臣が指定する者をいうと規定している。そして、上記の「厚生労働大臣が指定する者」とは、もとの陸軍又は海軍の特務機関等の指揮監督の下に情報業務等に従事中的者、もとの陸軍の特務機関等の指揮監督の下に情報業務等に従事中的満州に所在していた国策会社の職員、もとの陸軍の指揮監督の下に、国境警備勤務に従事中的満州国国境警察隊の隊員、情報業務等に従事中的満州国国務院警務総局分室の職員、日本軍の軍事郵便業務に従事中的満州国交通部郵政総局の職員及び宣撫工作等に従事中的中華民国新民会の職員並びにもとの陸軍又は海軍の指揮監督の下に中華民国軍隊の育成指導に従事中的中華民国軍事顧問部の職員をいうとされている（昭和38年5月2日付け援発第351号厚生省援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の施行について」の記第4の3の(3)参照）。

- (4) 遺族援護法2条3項は、上記(2)の「準軍属」とは、①旧国家総動員法4条の規定に基づく被徴用者及び同法5条の規定に基づく総動員業務の協力者等、②もとの陸軍又は海軍の要請に基づく戦闘参加者、③国民義勇隊の隊員、④満州開拓青年義勇隊の隊員、⑤旧特別未帰還者給与法（昭和23年法律第279号）1条に規定する特別未帰還者、⑥事変地又は戦地に準ずる地域における勤務に従事中的もとの陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、よう人、工員又は鉦員（以下「準事変地又は準戦地勤務の準軍属」という。）、⑦旧防空法（昭和12年法律第47号）6条1項若しくは2項の規定により防空の実施に従事中的者（以下「防空業務従事者」という。）又は同法6条ノ2第1項の指定を受けた者（以下「防空監視隊員」という。）というと規定している。

ア 上記①の「被徴用者」とは、旧国民徴用令（昭和14年勅令第451号）による徴用令書の交付を受けて国が行う総動員業務に従事した者、旧軍需会社法（昭和18年法律第108号）又は旧軍需充足会社令（昭和20年勅令第36号）により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社の従業員であって現職のまま徴用されたものとみなされたもの（以

下「現員徴用者」という。)等をいい、上記①の「総動員業務の協力者」とは、旧学徒勤労令(昭和19年勅令第518号)による学徒、旧女子挺身勤労令(昭和19年勅令第519号)による女子挺身隊員、旧国民勤労報国協力令(昭和16年勅令第995号)による国民勤労報国隊員等をいうとされている(援護法Q&A47頁参照)。

イ 上記②の「戦闘参加者」とは、「もとの陸軍又は海軍より戦闘に参加することの要請又は指示を受けて戦闘に参加し、これにより戦死、戦傷死又は戦病死した者」及び「もとの陸軍又は海軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵又は敵対行為を行う者と交戦(自衛のための交戦を含む。)し、これにより戦死又は戦傷死した者」をいい、満州については、昭和20年8月以降において、「軍より作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの(自決を余儀なくされた者を含む。)」が戦闘参加者に該当するとされている(昭和28年4月16日付け援護第260号引揚援護庁援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第2項に規定するもとの陸軍又は海軍の要請に基いて戦闘に参加した者に関する弔慰金請求手続等について」(以下「戦闘参加者通知」という。)の記1及び2の(4)参照)。

ウ 上記⑤の「特別未帰還者」とは、旧特別未帰還者給与法1条が「もとの陸海軍に属していない者で昭和20年9月2日から引き続き海外に在ってまだ帰国せず、且つ、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土(主務大臣の指定する地域を除く。)の地域内において、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるものをいう。」と規定している。そして、上記の「ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にあるもの」とは、「軍の第一線機関に強制留用されていた者、政治犯等の容疑をもつて逮捕監禁若しくは投獄されていた者等その者の身柄が全面的に国家権力の支配下に置かれ、その間その者の生活全般にわたり極度の規制を受けていたことが明白であると認められるもの」をいうとされている(昭和30年2月15日付け援発第184号厚生省引揚援護局長通知「戦傷病者戦没者遺族等援護法第34条第4項に規定する特別未帰還者に係る弔慰金の請求手続等について」(以下「特別未帰還者通知」という。)の記2参照)。

エ 上記⑦の「防空業務従事者」とは、地方長官から防空業務従事命令を受けて、防毒、救護その他防空の実施に従事した旧防空法施行令（昭和12年勅令第549号）4条1項1号に規定する医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、産婆、保健婦及び看護婦（以下「防空医療従事者」という。）等をいい、上記⑦の「防空監視隊員」とは、旧防空監視隊令（昭和16年勅令第1136号）3条の規定に基づいて組織され、来襲する航空機の監視及びこれに伴う通信業務等に従事した防空監視隊の隊員等をいうとされている（厚生省援護局援護課監修「戦傷病者戦没者遺族等援護法の解説」32頁及び33頁参照）。

- (5) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とする規定している。
- (6) 遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とする規定している。

## 2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和13年a月b日、父Aと母のC（以下「母C」という。）の間の長男として出生した。

母Cは、平成17年9月1日に死亡した。

（戸籍抄本（筆頭者：審査請求人）、戸籍個人事項全部証明書（審査請求人）、改製原戸籍謄本（筆頭者：母C）、除籍全部事項証明書（母C））

- (2) 父Aは、明治38年c月d日に出生し、大正14年12月1日から昭和2年11月30日まで現役兵として陸軍に在職した。父Aは、昭和12年4月にD社に入社し、満州国E事務所での勤務を経て、昭和13年1月から満州国F出張所で勤務するようになったが、同年8月13日に充員召集により歩兵第e連隊に応召し、同年9月24日に召集解除となった。その後、父Aは、D社に復職し、関東軍の飛行場建設の突貫工事に従事するため、昭和20年6月から満州国G地工事現場に赴任し、同所で終戦を迎えた。そこで、父Aは、帰国のため、満州国H地方事務所で待機していたところ、周辺で暴動が発生し、同年8月25日、暴徒に刺殺されて死亡した。

(兵籍簿、引揚者死亡証明書(以下「本件証明書」という。)、死亡した者の外地における状況、外地における死亡状況等に関する申立書)

- (3) 審査請求人は、令和2年7月13日、住所地のI市長を経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求(本件請求)をした。

上記(1)のとおり、母Cが死亡しているため、審査請求人は、本件請求に係る最先順位の遺族である。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書)

- (4) 処分庁は、令和3年12月2日付けで、審査請求人に対し、「死亡したA様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する軍人軍属又は準軍属の身分を有していたものとは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に規定する要件を満たしていないため、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下通知書)

- (5) 審査請求人は、令和4年1月13日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和5年9月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書、諮問説明書の補正書)

### 3 審査請求人の主張の要旨

父Aは、当時、関東軍の飛行場建設の突貫工事の責任者として、その任務に当たっていた。そのときに使っていた多数の中国人労働者を思うように働かせるため、日本人の中でただ一人、父Aだけが軍服を着用して軍人のように振る舞っていた。他の日本人は、父Aに対し、軍服を着ていると危険なので、軍服を脱いで民間人の格好をするよう再三薦めたが、父Aは、軍服を着用したまま任務に就いていた。そして、終戦に至り、どさくさに紛れて、軍服を着用していた父Aのみが暴徒によって軍人と認識されて刺殺されたから、父Aは、軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者と同等の立場で殺されたと考える。

したがって、本件却下処分が父Aを軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者と認めなかった点に不服があり、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 まず、父Aが軍人軍属の身分を有していたかについて検討すると、厚生労働省社会・援護局保管の資料のうち、旧陸海軍人事関係資料を調査したが、父Aに関する資料はなかった。審査庁の調査結果並びに審査請求人から提出された資料及び処分庁保管の資料によれば、父Aは、大正14年から昭和2年までの間及び昭和13年8月13日から同年9月24日までの間、遺族援護法2条1項1号に規定する軍人（陸軍軍人）として在職していたことを確認することができるが、当該在職期間中に受傷り病したことは確認することができず、その後、軍人、準軍人、陸海軍部内文官又は従軍文官として在職したことも確認することができない。

また、審査請求人が提出した写真2葉からは、父Aの死亡の当時の身分及び死亡の状況を示すものは確認することができない。

さらに、父Aが遺族援護法2条1項2号及び3号に規定する軍属であったことも確認することができないし、父Aが勤務していたD社は、同項4号に規定する満鉄軍属の対象となる企業ではない。

したがって、父Aは、軍人軍属として公務上又は公務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められない。

2 次に、審査請求人が主張する父Aの当時の状況や提出書類に記載されている内容を基に、父Aが準軍属に該当するかについて検討する。

### (1) 被徴用者（遺族援護法2条3項1号）について

父Aが旧国家総動員法に基づく国民徴用令によって徴用令書の交付を受け、工場等において国が行う総動員業務に従事したことを認めることができる資料はない。

また、父Aが被徴用者と認められるためには、軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社の従業員であって現職のまま徴用されたものとみなされたもの（現員徴用者）に該当する必要があるが、父Aが勤務していたD社は、軍需会社又は軍需充足会社に指定されていないから、父Aは、現員徴用者にも該当しない。

### (2) 戦闘参加者（遺族援護法2条3項2号）について

本件証明書の記載内容から、父Aは、死亡の当時、軍の要請に基づき戦闘に参加し、又は軍の戦闘行為をほう助していたとは認められないから、戦闘参加者通知に定める戦闘参加者の要件に該当しない。

### (3) 特別未帰還者（遺族援護法2条3項5号）について

本件証明書の記載内容から、父Aは、「軍の第一線機関に強制留用されていた者、政治犯等の容疑をもつて逮捕監禁若しくは投獄されていた者等その者の身柄が全面的に国家権力の支配下に置かれ、その間その者の生活全面にわたり極度の規制を受けていたことが明白であると認められるもの」という特別未帰還者通知に定める要件に該当しない。

(4) 防空業務従事者等（遺族援護法2条3項7号）について

本件証明書の記載内容から、父Aは、防空業務従事者にも、防空監視隊員にも該当しない。

(5) その他の準軍属について

本件証明書に記載されている父Aの死亡の状況は、遺族援護法2条3項3号、4号及び6号に規定する準軍属のいずれの要件にも該当しない。

以上によれば、父Aは、準軍属として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められない。

- 3 母Cは、引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）及び引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）に基づき、父Aに係る遺族給付金等の支給を受けているが、その際の資料を検討しても、父Aが遺族援護法2条に規定する軍人軍属（1項）又は準軍属（3項）の身分を有していたことを確認することはできない。

なお、引揚者給付金等支給法12条2項によれば、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、遺族援護法による遺族年金又は弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には、遺族給付金を支給しないとされている。母Cは、父Aに係る遺族給付金の支給を受けているから、このことは、その支給裁定に当たり、弔慰金の権利を取得した者はいないと判断されたことを意味している。

- 4 また、厚生労働省社会・援護局保管の引揚者在外事実調査票を検討しても、父Aの死亡の状況についての記載はなく、審査請求人が本件請求時に提出したメモを検討しても、父Aの死亡に関し、他に資料があることを確認することができない。

- 5 以上によれば、父Aは、遺族援護法2条1項に規定する軍人軍属としても、また、同条3項に規定する準軍属としても、公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

6 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手続に要した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和4年1月13日
反論書の提出期限	: 同年4月14日
審理員意見書の提出	: 同年10月31日 (反論書の提出期限から約6か月半)
審査庁による物件の提出依頼	: 令和5年6月30日 (審理員意見書の提出から約8か月)
物件の提出	: 同年7月7日
本件諮問	: 同年9月28日 (物件の提出から約2か月半、本件審査請求の受付から約1年8か月半)

(2) そうすると、本件では、①反論書の提出期限を徒過してから審理員意見書が提出されるまでに約6か月半、②審理員意見書の提出から審査庁による物件の提出依頼までに約8か月、③物件の提出から諮問までに約2か月半を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約1年8か月半もの長期間を要している。しかし、上記①から③までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善されたい。

(3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

#### 2 本件却下処分の違法性又は不当性について

(1) 本件では、父Aが遺族援護法2条1項に規定する「軍人軍属」又は同条3項に規定する「準軍属」に該当するかが問題となっている。

(2) そこで、まず、父Aが遺族援護法2条1項1号に規定する「軍人」に該当するかについて検討する。

遺族援護法2条1項1号に規定する「軍人」には、軍人、準軍人のほかに、陸海軍部内文官と従軍文官が含まれる（上記第1の1の(3)）。

父Aは、昭和13年8月13日に充員召集により陸軍に応召し、同年9月24日に召集解除となり、応召前に勤務していたD社に復職して関東軍の飛行場建設の突貫工事に従事していたが、終戦を迎え、帰国のために工事現場の事務所で待機していたところ、暴徒に襲われて、昭和20年8月25日に死亡した（上記第1の2の(2)）。

したがって、父Aは、死亡の当時、軍人ではなかったから、軍人としての在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められない。

なお、審査請求人が提出した写真2葉は、父Aの「出兵当時の写真」とのことであり（審査請求書の別紙）、上記認定を妨げない。

- (3) 次に、父Aが遺族援護法2条1項2号から4号に規定する「軍属」に該当するかについて検討する。

上記(2)のとおり、父Aは、死亡の当時、D社の従業員であったから、陸海軍部内有給軍属（遺族援護法2条1項2号）にも、船舶運営会船員（同項3号）にも、また、満鉄軍属（同項4号）にも該当しない。

したがって、父Aは、死亡の当時、軍属であったと認めることもできない。

- (4) さらに、父Aが遺族援護法2条3項に規定する「準軍属」に該当するかについて検討する。

ア 被徴用者等について

遺族援護法2条3項1号に規定する「被徴用者」とは、①旧国民徴用令による徴用令書の交付を受けて国が行う総動員業務に従事した者、②旧軍需会社法又は旧軍需充足会社令により軍需会社又は軍需充足会社に指定された会社の従業員であって現職のまま徴用されたものとみなされたもの（現員徴用者）等をいい、同号に規定する「総動員業務の協力者」とは、旧学徒勤労令による学徒、旧女子挺身勤労令による女子挺身隊員、旧国民勤労報国協力令による国民勤労報国隊員等をいうとされている（上記第1の1の(4)のア）。

これを本件についてみると、父Aが旧国民徴用令による徴用令書の交付を受けて国が行う総動員業務に従事したと認めることができる資料はないし、父Aが勤務していたD社は、軍需会社又は軍需充足会社に指定されて

いない（昭和49年4月2日付け援護第100号厚生省援護局援護課長通知「（旧）軍需会社及び（旧）軍需充足会社名簿の送付について」の別添「（旧）軍需会社名簿（昭和49年4月）」及び「（旧）軍需充足会社名簿（昭和49年4月）」、同年9月19日付け厚生省援護局援護課援護係長事務連絡「指定軍需会社の追加について」及び同年10月1日付け同係長事務連絡「指定軍需会社の追加について」）から、父Aは、被徴用者に該当しない。そして、父Aは、総動員業務の協力者にも該当しない。

したがって、父Aは、死亡の当時、被徴用者であったと認めることはできないし、総動員業務の協力者であったと認めることもできない。

#### イ 戦闘参加者について

遺族援護法2条3項2号に規定する「戦闘参加者」とは、戦闘参加者通知によれば、満州については、昭和20年8月以降において、「軍により作戦任務を課せられ、その任務遂行中敵と戦闘し、又は軍の戦闘行為をほう助し、これにより戦死又は戦傷死したもの（自決を余儀なくされた者を含む。）」をいうとされている（上記第1の1の(4)のイ）。

しかし、上記(2)のとおり、父Aは、昭和13年8月13日に充員召集により陸軍に応召し、同年9月24日に召集解除となり、応召前に勤務していたD社に復職して関東軍の飛行場建設の突貫工事に従事していたが、終戦を迎え、帰国のために工事現場の事務所で待機していたところ、暴徒に襲われて、昭和20年8月25日に死亡したから、父Aは、死亡の当時、軍から課せられた作戦任務の遂行中に敵と戦闘したり、軍の戦闘行為をほう助したりしていたわけではない。

したがって、父Aは、死亡の当時、戦闘参加者であったと認めることはできない。

#### ウ 特別未帰還者について

遺族援護法2条3項5号に規定する「特別未帰還者」とは、特別未帰還者通知によれば、満州からの未帰還者については、「軍の第一線機関に強制留用されていた者、政治犯等の容疑をもつて逮捕監禁若しくは投獄されていた者等その者の身柄が全面的に国家権力の支配下に置かれ、その間その者の生活全般にわたり極度の規制を受けていたことが明白であると認められるもの」をいうとされている（上記第1の1の(4)のウ）。

しかし、父Aが満州において強制留用、逮捕監禁又は投獄等されたことを確認することができる資料はないから、父Aは、特別未帰還者であった

と認めることはできない。

エ 防空業務従事者等について

遺族援護法2条3項7号に規定する「防空業務従事者」とは、地方長官から防空業務従事命令を受けて、防毒、救護その他防空の実施に従事した防空医療従事者等をいい、同号に規定する「防空監視隊員」とは、来襲する航空機の監視及びこれに伴う通信業務等に従事した防空監視隊の隊員等をいうとされている（上記第1の1の(4)のエ）。

そうすると、上記(2)のとおり、父Aが関東軍の飛行場建設の突貫工事に従事していたからといって、そのことをもって父Aが防空業務従事者等であったと認めることはできない。

オ その他の準軍属について

父Aがその他の準軍属（遺族援護法2条3項3号に規定する「国民義勇隊の隊員」、同項4号に規定する「満州開拓青年義勇隊の隊員」又は同項6号に規定する「準事変地又は準戦地勤務の準軍属」）であったことを確認することができる資料はない。

以上によれば、父Aは、遺族援護法2条3項に規定する「準軍属」であったと認めることもできない。

- (5) 審査請求人は、父Aは軍服を着用したまま関東軍の飛行場建設の突貫工事に従事していたところ、暴徒によって軍人と認識されて刺殺されたから、軍人軍属又は準軍属の身分を有していた者と同等の立場で殺されたと主張する（上記第1の3）が、父Aが軍人軍属又は準軍属であったか否かは、遺族援護法2条1項及び3項の規定に従って判断すべきであるから、審査請求人の上記主張は、採用することができない。
- (6) 上記(2)から(5)までで検討したところによれば、父Aが遺族援護法2条1項に規定する「軍人軍属」又は同条3項に規定する「準軍属」であったと認めることはできないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

優  
美  
美  
公  
貴  
珠  
口  
田  
原  
野  
村  
員  
員  
員  
委  
委  
委